

平成26年4月17日

【照会先】

秋田労働局労働基準部労災補償課

課長 三浦 修

管理調整官 田子 秀博

(電話)018-883-4275(内線351)

報道関係者 各位

秋田労働基準監督署における文書の紛失について

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、秋田労働基準監督署（署長 湯田幸夫）における個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事実経過等

- (1) 秋田労働基準監督署（以下「秋田署」という。）において、平成26年3月12日及び13日に秋田労働局労働基準部労災補償課による監察を実施したところ、通常、遺族補償年金ファイル（以下「年金ファイル」という。）に編綴されている平成24年度提出の労災年金受給権者Aさんに係る遺族補償年金定期報告書（以下「年金定期報告書」という。）、同Bさんに係る同労災就学等援護費定期報告書（以下「援護費定期報告書」という。）及び同Cさんに係る年金定期報告書、援護費定期報告書について所在不明となっていることが判明した。

3月13日以降、所在不明である年金定期報告書及び援護費定期報告書（以下「定期報告書」という。）について、秋田署内をくまなく搜索したが、発見できなかったことから、紛失したものと判断し、3月27日までに、秋田署職員が各労災年金受給権者を訪問若しくは電話により、経過の説明と謝罪を行い、了解を得た。

- (2) 上記紛失事案発生を踏まえ、同署では他に所在不明となっている書類がないか点検したところ、4月8日に、通常、年金ファイルに編綴されているDさんに係る年金等受給権者死亡届（以下「死亡届」という。）について所在不明となっていることが判明し、4月11日まで秋田署内をくまなく搜索したが、発見できなかった。

このため、同日に秋田署職員が届出人に対し電話により、経過の説明と謝罪を行い、了解を得た。

(3) Aさんの年金定期報告書には、戸籍抄本、厚生年金改定通知書・振込通知書（写）が添付されており、労災年金受給権者の氏名、住所、生年月日、電話番号、本籍、振込先金融機関名、年金額等が記載されていた。

Bさんの援護費定期報告書には、住民票等が添付されており、労災年金受給権者の氏名、住所、生年月日、電話番号、援護費対象者の氏名等が記載されていた。

Cさんの年金定期報告書及び援護費定期報告書には、戸籍謄本、住民票、厚生年金改定通知書・振込通知書（写）が添付されており、労災年金受給権者の氏名、住所、生年月日、電話番号、本籍、振込先金融機関名、年金額、援護費対象者の氏名等が記載されていた。

Dさんの死亡届には、死亡診断書、住民票（除票）、除籍謄本、債務承認書が添付されており、届出人の氏名、住所、電話番号等が記載されていた。

(4) なお、秋田労働局では、上記のことを受けて、4月14日までに管内すべての労働基準監督署において、すべての年金ファイルについて緊急総点検を行い、秋田署の定期報告書及び死亡届の紛失以外に紛失しているものはないことを確認した。

2 発生原因等

(1) 定期報告書の紛失については、秋田署の職員が、平成25年度の定期報告書の提出督促や提出された定期報告書の審査等に活用するため、平成24年度の定期報告書を年金ファイルから取り外したものの、年金ファイルに戻さないまま他の書類と混在し、平成25年12月に保存期限を経過した行政文書の廃棄処分の際に一緒に誤廃棄したものと考えられる。

(2) 死亡届については、秋田署の職員が、平成26年1月に事務処理を終えた後、書類を年金ファイルに編綴しないまま他の書類と混在し、2月中頃に不要となった文書等と一緒に、シュレッダーで細断し誤廃棄したものと考えられる。

3 再発防止策

(1) 秋田署においては、3月31日及び4月14日、署長から署内の全職員に対して、上記事案の経過説明を行うとともに、使用した書類は、事務処理後、速やかに編綴すること、また不要な文書を廃棄する場合及びシュレッダーで細断する場合はダブルチェックすることを徹底した。

(2) 秋田労働局においては、4月9日及び4月15日、局幹部から管内の全署長に対し、本件の概要説明を行い、適切な文書管理等の徹底を指示した。